

# 事業者決定基準

## [審査の方法]

### 1 総合審査

総合審査は、提案価格、実施方針等及び技術提案の3項目により評価を行う。

提案価格の評価点を30点満点、実施方針等の評価点を10点満点、技術提案の評価点を60点満点の合計100点満点で評価する。また、総合審査の結果が同点となった場合には、実施方針等と技術提案の評価点の合計が高い提案者を優先交渉権者とする。なお、実施方針等と技術提案の評価点の合計についても同点の場合は、審査委員会により優先交渉権者を決定する。

#### 【総合審査】

$$\begin{aligned} \text{審査点数 (満点100点)} &= \text{提案価格の評価点 (満点30点)} \\ &+ \text{実施方針等の評価点 (満点10点)} \\ &+ \text{技術提案の評価点 (満点60点)} \end{aligned}$$

### 2 提案価格の評価

提案価格については、参考額に対する提案価格により評価し、次の点数化方法により評価点を算出する。また、提案価格が参考額を超えた場合は失格とし、その他、価格提案内訳書及びヒアリングによって提案価格の妥当性が判断できない場合は提案価格の評価点を0点とする場合がある。

項目	配点	点数化方法
提案価格	30点	$30 \times (\text{参考額} - \text{提案価格}) / (\text{参考額} - \text{最低価格})$

※少数第2位を四捨五入とする。

※最低価格とは提出された提案価格の中で最も安価なもの。

### 3 実施方針等の評価

業務及び工事の実施方針、取組体制、品質管理・コスト管理に関する工夫及び管理方針（技術提案書様式に記載する内容を除く。）に対して、的確性（与条件との整合がとれているか等）、実現性（提案の内容が理論的に裏づけされており、説得力があるか等）の観点で各審査員がA～Dの評価を行う。

項目	配点	評価内容
実施方針等	10点	業務及び工事の実施方針及び手法

※少数第2位を四捨五入とする。

各審査員の評価を次の加算割合により点数化し、その合計値を平均して評価点を算出する。ただし、評価点が2点未満の場合は失格とする。

評価	評価指標	加算割合
A	提案の内容が特に優れている。	配点×1.0
B	提案の内容が優れている。	配点×0.6
C	提案の内容が標準である。	配点×0.2
D	提案の内容が標準よりも劣っている。	配点×0

### 4 技術提案の評価

技術提案については、次の①～③の評価テーマに対して、的確性（与条件との整合がとれているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がなされているか等）、実現性（提案の内容が理論的に裏づけされており、説得力があるか等）の観点で各審査員がA～D

の評価を行う。

項目	配点	評価テーマ
事業の効率的な実施への配慮	30点	1 独自技術の活用等による工事の工期短縮に有効な手法の提案
	20点	2 省エネ基準が将来強化されることを踏まえた対応の提案
	10点	3 親しみやすさと力強さを備え、周辺環境にも調和した設計
合計	60点	

※少数第2位を四捨五入とする。

各審査員の評価を次の加算割合により点数化し、その合計値を平均して評価点を算出する。ただし、評価テーマ2の評価点が4点未満または評価テーマ3の評価点が2点未満の場合は失格とする。

#### 【評価テーマ1】

提案された工期短縮の手法及び期間を総合的に判断して評価する。

評価	評価指標	加算割合
A	工期短縮の手法について具体的な根拠が示され、内容が明解であり、大幅な工期短縮が見込まれる。	配点×1.0
B	工期短縮の手法について、具体的な根拠が示され、内容が明解であり、一定の工期短縮が見込まれる。	配点×0.6
C	工期短縮の手法について、具体的な根拠が示されているが、工期短縮の効果は限定的である。	配点×0.2
D	工期短縮の手法について具体的な根拠が明確ではなく、工期短縮の効果が判断できない。（標準的な工期の範囲内）	配点×0

#### 【評価テーマ2及び3】

評価	評価指標	加算割合
A	提案の内容が特に優れている。	配点×1.0
B	提案の内容が優れている。	配点×0.6
C	提案の内容が標準である。	配点×0.2
D	提案の内容が標準よりも劣っている。	配点×0




#### 【評価テーマ】

##### ① テーマ1 「独自技術の活用等による工事の工期短縮に有効な手法の提案」

地域の安全・安心を実現するために欠かせない施設である本県の交番・駐在所は老朽化が進み、半数以上が既に耐用年数を経過している。このため、交番・駐在所の建て替え整備をより迅速に進めることが喫緊の課題となっている。

現在の履行期間は2工区に分けての現場施工を想定し、18カ月を設定しているが、構造部材の工場生産化や現場作業の効率化など独自の技術等を活用した施工方法、工程計画や施工体制の工夫など合理的な根拠に基づき、適正な工期、施工体制等を確保することを前提とした工期短縮の提案を求める。（具体的な工期短縮期間を示すとともに、根拠及び実現性も示すこと。）

工区の設定（想定）

		R 8				R 9			
交番・駐在所	設計		 設計・行政手続						
福山・呉・竹原	1工区		 1工区解体工事・新築工事						
三原・江田島	2工区				 2工区新築工事・解体工事				

② テーマ2「省エネ基準が将来強化されることを踏まえた対応の提案」

国は、段階的に建築物の省エネ義務基準を引き上げる方針であり、2030年度までに新築建築物についてZEB基準水準の省エネ性能の確保を目指している。

要求水準書では、現時点の省エネ義務基準に適合することを求めているが、将来的な基準強化を見据えた対応について、省エネ性能およびイニシャル・ランニングを含むトータルコストの面でもより有利な提案を求める。

③ テーマ3「親しみやすさと力強さを備え、周辺環境にも調和した設計」

交番施設は、24時間365日、常に警戒態勢を保持し、全ての警察事象に即応するための活動を行う拠点である。一方、地理案内や遺失・拾得物の受理などの幅広い活動を行うことから、地域の安全や安心を守る、県民にとって身近な施設である。

また、交番は勤務員の安全な職務執行を支える十分なセキュリティ、来訪者が利用しやすい明快な動線、相談業務時などにおけるプライバシーの保護が必要な警察の施設である。

そこで、地域に根ざした警察活動の拠点として、認識のしやすさとともに、地域に開かれた明るい警察をイメージできるよう、周辺環境との調和を図りつつ、警察らしい力強さを感じさせる魅力ある公共建築物とするための考え方について提案を求める（呉警察署本通六丁目交番を1事例として、提案すること）。